未定稿

地域主権確立のための改革提案 ~補助金の一括交付金化~

平成22年10月7日 大阪府知事 橋下 徹 (地域主権戦略会議議員)

一括交付金の検討に向けて

現状•問題点

- * 補助金は、国と地方の「融合」の典型。国による全国基準に基づき、国が交付決定し、地方が執行。地方の実情に応じた現場の臨機応変な対応は"基準外"とされ、国は対象外として補助金の返還を求める
- * 結果として、補助金獲得のために、地域の実情にそぐわない「仕様変更」など、 本末転倒な実態が発生

改革の方向性

* "めざすべき「国のかたち」"(「融合」から「分離」)に向けたステップ〔過渡的段階〕として、補助金の一括交付金化を検討することが必要

	ナショナル・ミニマム	ローカル・オプティマム(地域における最適水準)		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ナショナル・スタンダード	地方の独自施策	
定義	『全国一律の最低限の基準として、国が 提供を保障すべきもの』	『国が示す基準を参考にしつつ、地域の実 情に即して、地方が内容を決定するもの』	『地方が、地域の実情に即して、独自 に内容を決定するもの』	
権限	◆国:制度の企画・立案 ※最低限の基準を維持するための助	◆国:目安となる基準の提示	◆国:なし	
責 任	言・指導等を含む ◆地方:国から委託を受け執行	◆地方:自らの判断で執行	◆地方:自らの判断で執行	
B+3/百		一括交付金〔過渡的段階〕		
財源	フルコスト委託金 (国が全額財源確保)	地方税(税源移譲)+〔財源調整〕		

[事例]補助金の形式要件にとらわれ、現場実態と乖離

職業能力開発校設備整備費等補助金の場合

(補助金の概要) 雇用保険法に基づき、都道府県立職業能力開発校などの建物・機械整備を対象

教室、実習室、倉庫などの施設設備や、各種機械工具にいたるまで、個別に詳細な補助基準を設定

例)基準面積:教室60㎡、図書室40㎡、空調設備科工具室10㎡等補助単価:体育館53,300円/㎡、講堂76,810円/㎡等

【例1】・・・車両置場

実習作業で使いやすいように、自動車整備科の車両置場を実習場と一続きのフロアで整備した。

しかし会計検査において、国から「両者に明確な区分がなく、また、車両置場の一部に器材が置いてあったため、車両置場とはみなせない」という解釈が示された。

⇒実態として区分し使用してきたこと、区分をより 明確化するためのラインを引いたことなどから、 補助金の返還は要しないとされた。

【例2】・・・図書室

常に最新の就職関連情報が提供できるように、 インターネット機能による情報提供を中心に考えた 図書室を設置した。

しかし会計検査において、国から「図書室とは 書架があり、一定量の図書が整備されている 等外見的に図書室としてみなせることが必要」 という解釈が示された。

⇒補助金を返還することとなった。

- * 国が、予め補助基準を漏れなく定めることは無理。現場のニーズを無視し、形式のみを追求している実態は、補助金交付自体が目的化
- * 職業能力開発校の整備は本来「ナショナルスタンダード」の事務 国が示す基準を参考にしつつ、地域の実情に即して、地方が内容を決定するのがあるべき姿 地方の裁量で実施できるよう、財源を地方に移管すべき

[事例]一見、自由度が高く見えるが、従来型補助金と同じ仕組み

安心こども基金(子育て支援対策臨時特例交付金)の場合

- (基金の概要) ・新待機児童ゼロ作戦(H20開始)と経済対策に呼応し、平成20年度第2次補正予算により造成
 - ・客観的基準により地方に配分。また、各事業区分ごとに配分
 - 「基金管理運営要領」で、事業区分ごとに補助対象、補助率、事業実施期限等を規定 ※事業区分(例)保育所の整備と保育従事者の質の向上等、認定こども園の整備(厚労省・文科省)、 ひとり親家庭等への支援の拡充 等

府民のニーズと合わない

【例1】保育所の整備

市町村の平成22年度予算編成が終わった後で、 国から交付金が追加配分されたが、基金を使った 整備の実施期限は22年度中に制限

そのような短期間で事業を進めることは困難で あり、待機児童解消のための保育所整備につなが らなかった

【例2】ひとり親家庭の在宅就労支援

安定収入確保や子育てとの両立のため、ひとり親 の就職、再就職支援のニーズは高いが、基金の支援 対象は在宅就労に限定

現実には、在宅で必要な収入が得られる仕事はほ とんどなく、在宅就労を望む府民ニーズは限定的

地方負担がないと事業ができない

通常の補助事業と同様の地方負担が必要なため、財政状況の厳しい自治体には実施できる事業量に限界

タテ割りで必要な事業にお金が回らない

事業区分ごとの配分額は国が決定、流用には大臣協議が必要。省庁を超えた流用は不可

(認定子ども園:厚生労働省分⇔文部科学省分)

結局、府基金 約200億円のうち約61億円が府民ニーズに活かせない (大阪府だけではなく、全国的に基金が活用しきれていない)

- * 従来型の補助金を束ねるだけでは必要なところにお金は回らない
- * 一括交付金化にあたっては、地方の自由裁量の拡大・実質的な地方の自主財源への転換 であることを明確にすべき

[事例]住民ニーズを踏まえた制度検討が必要

安心こども基金を活用した特別支援事業(子ども手当代替事業)の場合

(概要) ・児童養護施設に入所している親のいない子ども等に、子ども手当相当額が行き渡るよう支援

・平成22年度においては、安心こども基金で、特別の支援を行うことができる

(平成23年度以降については別途検討)

・事業実施者(里親、児童が入所する施設の長)に手当相当額を助成、事業実施者が児童に特別支援を実施 ※特別支援・・・物品購入に係る経費、趣味、会食、旅行等の活動に要する経費(金銭給付除く)

厚生労働大臣の政治的決断で代替制度が実現。そのことはすばらしいが・・・

子ども手当は現金給付。

なぜ、その代替事業である特別支援事業には、金銭給付が認められないのか?金銭給付が不可能なら、せめて国債などの債券購入を認めることはできないのか?

- ・保護者のいない入所児童のことを考えれば、物品購入や趣味・旅行・会食のみに消費(乳幼児については消費も不可能)しても自立支援的な効果は疑問。預貯金を認めてはどうか
- ・たまたま、実現手段として選択した安心こども基金のルールに金銭給付が認められていないがため に、特別支援事業に金銭給付が認められないのは本末転倒

安心こども基金事業の運営要領には、個人に金銭給付を行うことは対象としない旨規定

- * 事業本来の趣旨より「基準の遵守」という役所の論理が優先
- * 子ども手当のような全国一律の現金給付は国の権限・財源・責任で実施 よりよい制度設計のために、サービスを受ける住民の側の合理性・現場の声を尊重すべき

※ 本提案書は、政府の地域主権戦略会議の検討材料となるよう、同会議の構成メンバーとしての橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではない。また、当然のことながら、現行制度に基づく執行などを否定するものでもない。